

## 小学校教育実習等ガイダンス資料（2年生対象）

### 1. 教育実習について

小学校教職履修者は、4年次の「教育実習」（3週間）を履修しなければならない。実習時期は、実習校に一任されるが、7月の教員採用試験を踏まえ、5月上旬から実施することが望ましい。

教育実習は、小学校側には教育実習生を受け入れる法的義務はなく、後輩の育成という「善意」にのみに依存していることを忘れないこと。

### 2. 教育実習履修基準

本学では「教育実習」の履修基準として下記の基準を設けている。「教育実習」を履修するにあたり、下記に示す履修基準を満たすこと。

① 3年次終了までに次の条件を満たしていること。

#### 【卒業要件に係る基準】

教養科目	専門科目	総単位数
卒業要件を満たすこと（英語ⅠB、英語ⅡB、コンピュータ基礎A、日本国憲法、スポーツA、スポーツBの単位を含む）。	以下の科目を単位取得していること。 教育学概論（小）、教職入門（小）、学校経営論（小）、地域連携マネジメント、子どもの発達と教育、特別支援教育論（小）、教育課程論（小）、道徳の理論と指導法（小）、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育方法・技術論（小）、情報通信技術の活用、生徒指導・進路指導論、教育相談（小）、国語科指導法、社会科指導法、算数科指導法、理科指導法、生活科指導法、音楽科指導法、図画工作科指導法、家庭科指導法、体育科指導法、小学校英語指導法、介護等体験	100単位

② 小学校教職課程科目（教科に関する専門的事項）については、1つ以上選択し10単位以上修得していること（国語概説、音楽、図画工作、子どもの体育はⅠとⅡの両方で1つの科目としてみなす）。

③ 4年次に「教職実践演習（小）」を履修登録すること。

④ 教員採用候補者選考検査を受検すること。

なお、教育実習希望者について、上記①、②の履修基準に基づき審査します。その際必要に応じて面接を行います。

3年次4月、教育実習希望者を対象に、上記①、②の履修基準に基づき第1次審査を実施する。審査は、2年次までの取得単位＋3年次履修登録科目（単位取得されたとみなす）に基づいて行う。その際、必要に応じて面接を行う。

第1次審査で不合格の場合は、4年次での教育実習の履修は認められない。

### 3. 教育実習校について

原則として出身小学校とする。実家の転居等の理由により出身小学校での教育実習が困難な場合は、3年次に教育支援課へ申し出、調整することになる。

なお、札幌市・江別市・小樽市内の小学校での教育実習生の受入れは、大学・教育委員会・小学校長

会の三者協議により決定されるので、教育支援課の指示に従うこと。

#### 4. その他（特別支援学校教員免許取得希望者へ）

(1) 特別支援学校教諭の教職課程を履修し、来年度（2024年度）特別支援学校教育実習の履修を希望する者は、以下のガイダンスに必ず出席すること。出席しない者は履修を認めない。

特別支援教育実習ガイダンス：4月7日（金） 12：25～12：55 E401教室

(2) 特別支援学校教員免許状を取得するためには、「特別支援教育実習」を3年次ないし4年次に履修しなければならない。「特別支援学校教育実習」の履修基準は、以下のとおりとなっている。

##### <3年次履修基準>

「特別支援教育実習」は原則として3年次に履修します。3年次履修にあたって、2年次終了までに次に定める履修基準を満たさなければなりません。この基準に基づき、教職課程委員会で審査します。必要に応じて面接を行う場合もあります。

- ① 教養科目の卒業要件を満たすこと。
- ② 卒業に必要な総単位を70単位以上修得していること。
- ③ 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の単位を修得していること。  
（「日本国憲法」2単位、「スポーツA」2単位、「英語I B」及び「英語II B」各1単位、  
「コンピュータ基礎A」又は「コンピュータ基礎B」2単位）
- ④ 「特別支援教育に関する科目」について、「特別支援教育総論」を修得し、「知的障害者の心理学」「知的障害者の生理・病理」「肢体不自由者の心理・生理・病理」「病弱者の心理・生理・病理」の4科目のうち2科目以上を修得し、「知的障害教育I」「知的障害教育II」「肢体不自由教育I」「肢体不自由教育II」「病弱教育」の5科目のうち2科目以上を修得していること。
- ⑤ 教育の基礎的理解に関する科目等については、14単位以上修得していること。
- ⑥ 教職に就く意思があり、実習にふさわしい資質と能力を備え、実習する意欲があり、事前準備にしっかりと取り組んでいること。  
（事前指導における模擬授業や指導案作成等を含む。）
- ⑦ 教員採用候補者選考検査を受検すること。

##### <4年次履修基準>

「特別支援教育実習」の4年次履修にあたって、3年次終了までに次に定める履修基準を満たさなければなりません。この基準に基づき、教職課程委員会で審査します。必要に応じて面接を行う場合もあります。

- ① 「教育実習」（小学校、中学校、高等学校）の履修基準を満たし、4年次の「教育実習」を履修できること。
- ② 「特別支援教育に関する科目」について、「特別支援教育実習」以外の必修科目を全て修得していること。

(3) 北海道内の特別支援学校での実習を希望する者については、教職課程委員会で実習校を決定する。受入れ人数の関係上、全員に割当てがあるとは限らない（20名程度を目安とする）。北海道外の特別支援学校での実習を希望する者は、自己開拓による。詳細は、教職課程ガイダンスで説明される。